

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和7年10月1日

公益社団法人日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://jabf-revival.com/management/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 「公益社団法人日本ボクシング連盟組織運営に関する基本計画」を整備している。 (2) 「公益社団法人日本ボクシング連盟組織運営に関する基本計画」をHPにて掲載している。 (3) 計画策定に当たり、理事会審議を行い意見を募っている。	公益社団法人日本ボクシング連盟組織運営に関する基本計画 公益社団法人日本ボクシング連盟組織運営に関する基本計画掲載HP https://jabf-revival.com/jabfplan/ 令和6年度 第6回理事会議事録 令和6年度 第8回理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 「公益社団法人日本ボクシング連盟組織運営に関する基本計画」の中に人材の採用及び育成に関する計画について記述している。 (2) 「公益社団法人日本ボクシング連盟組織運営に関する基本計画」をHPにて掲載している。 (3) 計画策定に当たり、理事会審議を行い意見を募っている。	公益社団法人日本ボクシング連盟組織運営に関する基本計画 令和6年度 第8回理事会議事録
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 財政の健全性確保に関する計画については、「公益社団法人日本ボクシング連盟組織運営に関する基本計画」の中に記述している。 (2) 「公益社団法人日本ボクシング連盟組織運営に関する基本計画」をHPにて掲載している。 (3) 計画策定に当たり、理事会審議を行い意見を募っている。	公益社団法人日本ボクシング連盟組織運営に関する基本計画 令和6年度 第8回理事会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 外部理事の割合について、令和6年8月18日の総会において選任された理事19名の理事中5名が外部理事(25%)となったため、目標割合を達成している。 (2)女性理事の割合については、令和6年8月18日の総会において選任された19名の理事中5名が女性理事(25%)となった。さらに現時点では40%の目標は未達成であるが、次期役員改選は令和8年6月である。この時にはさらに女性理事40%の目標割合を目指す予定としている。女性理事の増員に関する具体的な方策としては、各加盟団体およびブロック連盟に対して、適任者に関する推薦依頼を行い、あるいは、外部女性理事については、外部理事に推薦依頼を行い、女性理事の増員を実現する予定である。	令和6年度～令和8年度役員一覧
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	財団法人にのみ適用される審査項目であるため、社団法人である本連盟は該当しない。	なし
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1)アスリート委員会を設置し、少なくとも年1回以上定期的に開催している。 (2)ジェンダーバランスを配慮し、アスリート委員会において適切な人選が行われている。 (3)アスリート委員会の意見を組織運営に反映させるため、アスリート委員長である鬼頭茉衣氏(現役選手)が理事に選任されアスリート委員会からの要望を発信している。	アスリート委員会規則 令和6年度アスリート委員会名簿
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1)理事会での意思決定をスムーズに行うため、理事15名以上24名以内で運営している。	令和6年度 定時社員総会議事録 令和6年度～令和8年度役員一覧

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1)令和2年10月31日理事会において、役員の定年を65歳未満とする役員の選任、定年及び任期に関する規則（第4条）改正案を承認し、理事の就任時の年齢に制限を設けている。	役員の選任、定年及び任期に関する規則（令和7年1月20日改正） 役員候補者選考方法等に関する規程 令和6年度～令和8年度役員一覧

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(1)令和7年1月20日理事会において、役員の選任、定年及び任期に関する規則第5条について改正し、理事の任期上限に加えて、その例外措置について詳細を定めている。 (2)同規則第6条には、最長期間に達した理事の再任用について必要な経過期間（2期）を定めている。	役員の選任、定年及び任期に関する規則(令和7年1月20日改正) 役員候補者選考方法等に関する規程 令和6年度～令和8年度役員一覧
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 役員の選任、定年及び任期に関する規則第5条 3 10年を超える任期に関する例外は、次の要件のいずれかを満たす場合にのみに適用され、役員候補者選考委員会の選考の後、理事会の推薦を受け、総会の承認を要す。 なお、当該理事が10年を超えて在任できる期間は2期までとし1期ごとに同様の手続きを要する。 (1)当該理事が国際オリンピック委員会の認める国際連盟あるいはアジア連盟役員である場合。 (2)当該理事の実績に鑑み、日連の中長期基本計画に定める目標を実現する上で、当該理事が新たにまたは継続して代表理事または業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があり、余人をもって代えがたいと役員候補者選考委員会が判断した場合。 上記改正案を承認し、例外措置を設けている。 上限期間の例外措置については、令和7年1月20日の理事会で改正した。	役員の選任、定年及び任期に関する規則（令和7年1月20日改正） 令和6年度第3回理事会議事録 役員候補者選考方法等に関する規程 令和6年度～令和8年度役員一覧

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 「役員候補者選考方法等に関する規程」を制定し、理事会等の他の機関から独立した役員選考スキームを確立し、理事・監事候補者を総会で承認している。 (2) 役員候補者選考委員会の構成員に別添資料のとおり有識者を配置している。 (3) 役員候補者選考委員会の構成員には、現職の理事（外部理事を含む。）は入っていない。	役員候補者選考方法等に関する規程 役員候補者選考委員会規則 令和6年度役員候補者選考委員会名簿 役員選考委員会議事録最終版 令和6年度第3回理事会議事録
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) 「倫理規則」「倫理規則に規定する処分に関する基準」「コンプライアンス規則」を整備している。	倫理規則に規定する処分に関する基準 コンプライアンス規則 倫理規則 倫理・資格審査委員会規則
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 「社員総会規則」「報酬規程」「謝金規程」「理事会規則」「事務局規程」「就業規則」「出張規程」「育児休業規程」「介護休業規程」「給与規程」「退職金規程」「コンプライアンス規則」「業務権限規程」「加盟団体規程」「業務執行規程」「理事の所掌規程」の規則・規程を整備して運用している。	社員総会規則 報酬規程 謝金規程 理事会規則 事務局規程 就業規則 出張規程 育児休業規程 介護休業規程 給与規程 退職金規程 コンプライアンス規則 業務権限規程 加盟団体規程 業務執行規程 理事の所掌規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 「業務権限規程」「業務執行規程」を整備し運用している。	業務権限規程 業務執行規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1) 法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。	報酬規程 謝金規程 給与規程 退職金規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(1) 「経理規程」があり、第38～51条において、法人の財産に関する規程を整備している。	経理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) スポンサー規程を整備している。	スポンサー規程
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1) 「男子ジュニア・ユース選手の各種選考方法」「女子ジュニア・ユース選手の各種選考方法」「女子エリート選手の各種選考方法」「男子エリート選手の各種選考方法」「アスリート助成金の事務処理に関する手続細則」「アスリート助成金受給対象者選考規程」「個人情報保護規程」「選手選考規程」を整備し運用している。 (2) 選手の権利保護に関する規程を整備している。 (3) 強化委員会により候補者リスト等資料が作成され、選手選考委員会が選考する手続きとしている。国際大会への派遣については理事会承認としている。	男子ジュニア・ユース選手の各種選考方法 女子ジュニア・ユース選手の各種選考方法 女子エリート選手の各種選考方法 男子エリート選手の各種選考方法 アスリート助成金の事務処理に関する手続細則 アスリート助成金受給対象者選考規程 個人情報保護規程 選手選考規程 選手の権利保護に関する規程 公益社団法人日本ボクシング連盟 日本代表心得
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1) 競技規則第10条(レフリー)の(4)において、「競技者と利害関係のある審判員はその競技者が出場する競技のレフリーおよびジャッジを務めてはならない。」と規定している。	競技規則

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1) 顧問契約を締結している浦田功法律事務所の浦田顧問弁護士を倫理・資格審査委員会委員長としている。また、浦田功法律事務所との間で、N F の各種規程の整備や法人運営に関する日常的な相談ができる体制を整備している。 (2) 倫理・資格審査委員会およびコンプライアンス委員会には、それぞれ弁護士を配置している。また、監事の中に弁護士を配置し理事会への出席を常時お願いしている。さらに事務局スタッフについては、いつでも弁護士に相談できるよう顧問弁護士を雇用し相談体制を確立している。	浦田弁護士顧問契約書 令和6年度～令和8年度役員一覧 倫理・資格審査委員会名簿 令和6年度～令和8年度コンプライアンス委員会名簿
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) コンプライアンス委員会については、年1回以上定期的に開催している。開催日は、令和3年11月18日、同年11月23日、令和4年9月19日、令和5年3月22日、令和6年5月31日である。また、同委員会は、LINEグループを通じて意思疎通を図っている。 (2) コンプライアンス委員会規則を作成し運営している。 (3) コンプライアンス委員会の構成員に、女性2名を配置している。	令和6年度～令和8年度コンプライアンス委員会名簿 コンプライアンス委員会規則 コンプライアンス規則 不祥事防止対策についての取り組み調査について
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) スポーツ法に精通した学識経験者である石堂典秀氏が、外部有識者としてコンプライアンス委員長に就任している。弁護士については、令和6年12月10日付、配置した。	令和6年度～令和8年度コンプライアンス委員会名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 定期的なコンプライアンス教育の実施に向けて、NF役職者に対して、令和6年12月16日にコンプライアンス研修を実施した。講師は、中京大学石堂典秀教授（コンプライアンス委員長）が担当した。	コンプライアンス研修会スライド
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 毎年度 8月全国高校総体・大学王座決定戦・UJ王座決定戦、10月国スポ大会（令和6年は開催できず）、11月全日本選手権、12月全日本社会人・女子Jr選手権、3月高校選抜大会・UJフレッシュ大会等の全国大会において指導者・一部選手に対しアンチ・ドーピング研修と共にオンラインでインテグリティ研修を実施している。 また、国際大会等に参加する選手及び指導者に対しても、NF担当者を決め、JOCインテグリティ教育部門が主催する研修会に積極的に参加している。	【研修動画】 2023鹿児島特別国体インテグリティ研修 https://www.youtube.com/watch?v=Zk8grcIN3EQ 202307インテグリティ研修（北海道インターネットハイ） https://youtu.be/o8FH_p-Fpik?si=f5dy7-GNhjYwnyog&t=1708 アンチ・ドーピング、コンプライアンス研修 https://youtu.be/a-kMcpPbLWI インテグリティ研修のご案内（2024日本） 第2部リスクマネジメント・指導者編
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 今年度から全国大会に参加する審判員(A級審判員)は、2025年1月10、11日（金・土）に行われた地方組織運営者向けのコンプライアンス研修を地方組織運営者と同様に受講した。	地方連盟対象コンプライアンス研修開催案内 地方連盟対象コンプライアンス研修スライド

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。 (2) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。	浦田弁護士顧問契約書 監査契約書十川先生 税理士法人ナカチ契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。 (1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	令和6年度～8年度役員一覧 監査契約書十川先生 経理規程 令和5年度監査報告（及び会計監査報告）
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために、平成32年度より国庫補助金等の利用手続きについて教育訓練を受けた職員を雇用し、適正使用を担保する体制を構築済みであり、法令、ガイドライン等の遵守を担保できている。	JOC国庫国庫補助金適正管理状況

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示をN F ウェブサイト上で適宜開示をしている。	決算報告開示ページ https://jabf-revival.com/report/ 決算報告開示ページ印刷 決算報告書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 選手選考基準を含む選手選考に関する情報をN F ウェブサイト上で開示している。 選手選考に関する情報についてのURLは、 https://jabf-revival.com/international/ である。 また、選手選考規程等、関連規則、規程についてのURLは https://jabf-revival.com/wp-content/uploads/2022/07/media-9.pdf である。	選手選考規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示すること	(1) ガバナンスコードの遵守状況に関する情報をN F ウェブサイト上で開示している。	令和6年度版(様式5) 自己説明様式 https://jabf-revival.com/wp-content/uploads/2024/10/media-1.pdf 様式5自己説明書開示 ページ印刷 ガバナンスコード遵守状況の自己説明

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<p>(1) 重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っているが、理事が関わる利益相反取引は過去4年間確認されていない。</p> <p>一方では、理事の利益相反取引を原則として禁止する条項、利益相反取引を実施する場合の議決方法に関する条項、利益相反に該当するおそれがある場合の申告及び承認後の報告に関する条項等を網羅した利益相反規程を令和6年12月11日の理事会で承認を受け整備した。</p> <p>その他、選手・指導者等の関連する利益相反事例は令和5年度に1件の事例があり、倫理・資格審査委員会が適切に対応し、当該者の処分（口頭による厳重注意）を行った。</p> <p>(2) 利益相反ポリシーを制定し利益相反を適切に管理している。</p> <p>利益相反ポリシーに違反した令和5年度の案件においては、倫理規則を適用し倫理・資格審査委員会で審議し処分を行った。</p> <p>また、強化委員会規則第17条と強化委員・強化スタッフ行動規範第14号に、強化委員・強化スタッフについて利益相反の禁止を謳っている。</p> <p>さらに利益相反ポリシーに基づいた利益相反規程を令和6年12月11日の理事会で承認を受け、整備を完了した。</p> <p>一方で、監事が作成し調査（令和6年4月1日付）を行った「理事の職務執行状況確認書」の中に「利益相反取引」についての確認項目を設けている。</p>	<p>利益相反ポリシー</p> <p>利益相反ポリシー講習 https://youtu.be/LZare0ybFWU</p> <p>倫理規則</p> <p>倫理規則に規定する処分に関する基準</p> <p>強化委員会規則</p> <p>コンプライアンス委員会規則</p> <p>強化委員・強化スタッフ行動規範</p> <p>理事の職務執行状況確認書（令和5年度）</p> <p>利益相反規程</p>
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 利益相反ポリシーを制定し利益相反を適切に管理している。	利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>(1) 通報窓口については当NFホームページのヘッダーに恒常にNF関係者等に周知している。</p> <p>(2) 通報相談に関する規則第7条において、通報者が特定される情報について守秘義務を課している。</p> <p>(3) 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについては、通報相談に関する規則第6条、第7条において、規定を定めて情報の管理を行っている。</p> <p>(4) 通報相談に関する規則第8条において、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。</p> <p>(5) コンプライアンス研修（令和6年12月16日開催）を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。</p>	<p>公益通報相談窓口 https://jabf-revival.com/customerservice/</p> <p>公益通報相談窓口 通報相談に関する規則</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 通報制度の運用体制窓口として、顧問弁護士にお願いしている。	浦田弁護士顧問契約書 通報相談に関する規則 公益通報フロー ポクシング
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	(1) 「倫理規則」および「倫理規則に規定する処分に関する基準」を制定し、懲罰制度における処分対象者（倫理規則第2条）、禁止行為（同第4条）、処分の内容及び処分に至るまでの手続（同第6条）を規程等によって定め処分に至るまでの手続を周知している。 (2) 「倫理規則」および「倫理規則に規定する処分に関する基準」は、Webサイトに開示している。 (3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを「倫理規則に規定する処分に関する基準」第3条第1号に定めている。 (4) 処分結果は、処分対象者に対し、書面にて告知することを「倫理規則に規定する処分に関する基準」第5条に定めている。書面には必ず処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載されている。	倫理規則 倫理規則に規定する処分に関する基準 倫理資格審査委員会名簿 倫理・資格審査委員会規則 倫理規則違反者処分通知文

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 倫理・資格審査委員会委員は、ボクシング指導経験者や外部有識者を揃え、中立性及び専門性を有している。	浦田弁護士顧問契約書 倫理・資格審査委員会規則 倫理規則 倫理規則に規定する処分に関する基準 倫理・資格審査委員会名簿
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) NFにおける懲罰や紛争について、定款第59条に「この法人から処分の通知を受けた者（以下「被処分者」という）は、この法人からの処分の通知に対して不服がある場合、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則の仲裁によって解決することができるものとする。」と自動応諾条項を定めている。倫理規則および選手選考規程にも自動応諾条項を定めている。 (2) これらの自動応諾条項は、NFのあらゆる決定を対象に含んでいる。 (3) 申立期間について合理的ではない制限を設けていない。	定款（第59条） 強化委員・強化スタッフ行動規範 倫理規則 倫理規則に規定する処分に関する基準 選手選考規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 定款、倫理規則、選手選考規程にスポーツ仲裁の利用が可能であることの規定を設けている。処分対象者に対しては、スポーツ仲裁機構の利用が可能であるという旨、記載された文書を送付する仕組みとしている。	定款 倫理規則 倫理規則に規定する処分に関する基準 選手選考規程 倫理規則違反者処分通知文
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 危機管理規程を制定し、危機管理体制を構築している。 (2) 危機管理マニュアルを制定している。 (3) 国内危機管理マニュアルの危機事象例の中に不祥事も入れており、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 (4) 国内危機管理マニュアル内に、不祥事対応として外部調査委員会の設置を定めている。	危機管理規程 急迫の事態等が生じた場合の競技会(強化合宿)等の取扱細則 危機管理基本マニュアル 海外危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1)(2) 過去4年以内に、不祥事は発生していない。	なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1) 過去4年以内に、不祥事は発生していない。	なし
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟団体規程の整備を行い、地方組織等との関係性と権限関係を明確にしている。 (2) 加盟団体規程では、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定め、都度適切な指導、助言及び支援を行えるようにしている。 (3) 当連盟としては、地方（地方ブロック連盟および地方府県連盟）の活性化については、喫緊の課題として捉えている。令和6年8月18日臨時総会の折には、「地方の活性化」について議論となった際に、地方連盟の組織運営及び業務執行について適切な助言を行った。	加盟団体規程 加盟団体の処分に関する基準 本連盟と地方組織等との関係性の図 令和6年度臨時総会議事録
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 令和4年に加盟団体規程を整備し、地方組織等の組織運営及び業務執行について、NFから指導できる体制を整備した。 また、令和6年12月16日には、NF役職者向けのコンプライアンス研修を実施したが、この研修をアレンジし、令和7年1月10日、11日に地方組織の運営者に対して、コンプライアンス研修を実施した。 さらに、令和7年1月9日には、コンプライアンス委員会からブロック連盟および都道府県連盟に対して、地方組織のガバナンスについてのアンケート調査を実施した。	公益法人化の目的 https://jabf-revival.com/%e5%85%ac%e7%9b%8a%e5%8c%96%e3%81%ab%e3%81%a4%e3%81%84%e3%81%a6/ 公益化について - 日本ボクシング連盟 コンプライアンス研修会レジュメ 地方連盟対象コンプライアンス研修開催案内 地方連盟対象コンプライアンス研修スライド ブロック及び都道府県連盟ガバナンスに関する調査